

令和元年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和2年2月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

III 点検・評価の結果

事業分析シート

1	ICT機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	6
2	いじめの防止対策の推進	9
3	小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施	11
4	子どもスキップ・学童クラブ（放課後児童健全育成）事業	13
5	学校施設環境改善整備補助金	15

IV 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	17
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	18

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成 20 年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき平成 20 年度から 10 年間に渡り点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施してきた。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、豊島区教育ビジョン 2010 及び 2015（豊島区教育振興基本計画）における重点施策の推進に際し、P D C A サイクルの観点から重要な役割を担ってきた。

（参考）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	工藤 豊太	学校経営経験者	東京音楽大学特任教授
副委員長	細谷 美明	学識経験者	早稲田大学教職大学院客員教授
委員	福元 保子	区民	元豊島区立西巢鴨小学校PTA会長

2 評価対象・抽出理由

豊島区教育ビジョン 2015 の施策をPDCAサイクルにより、業務を改善することを目的とし行うものであり、今年度の事業は過去の評価対象を踏まえ、今日的な重要施策と豊島区教育ビジョン 2015 の検討委員会で議論された課題を評価対象として抽出したものである。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

施 策	事 業 名 称
「確かな学力」の育成	I C T機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況
「豊かな人間性」の育成	いじめの防止対策の推進
	小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施
豊島区教育ビジョン 2015 策定後の新たな課題	子どもスキップ・学童クラブ（放課後児童健全育成）事業
学校施設環境改善整備補助金事業	学校施設環境改善整備補助金

3 実施方法

評価対象の各事務事業について、所管課からの事業概要の説明を受けた後、ヒアリングを実施した。また、評価対象に係る巣鴨北中学校の視察を行った。

4 評価の視点

事業分析シートを用いて、下表の効率性と有効性の視点から評価した。

また、学校施設環境改善交付金に係る事業の評価については、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での取り組みが施策の推進に寄与しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	効率的に学校施設環境整備が実施されているか コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A：高い B：適正 C：低い

5 委員会開催状況

回数	開催日	審 議 内 容	場 所
第1回	12月18日	○ 平成30年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 評価対象の選定について ○ 外部評価審議	教育委員会室
第2回	1月15日	○ 外部評価審議	教育委員会室
第3回	1月30日	○ 学校視察 ○ 外部評価審議	巢鴨北中学校 巢鴨北中学校ランチルーム
第4回	2月20日	○ 外部評価まとめ	教育委員会室

6 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図ると共に、令和2年第1回区議会定例会において評価の結果を報告する。



Ⅱ 点検・評価の結果一覧

事業名称	効率性	有効性
I C T機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	B	A
いじめの防止対策の推進	A	B
小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施	A	A
子どもスキップ・学童クラブ（放課後児童健全育成）事業	B	A
学校施設環境改善整備補助金	A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート

事業名称	I C T機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	担当課：庶務課 指導課
------	---------------------------------	----------------

目的	<p>児童・生徒が利用する学習環境においては、I C Tを活用した学習活動を各教科で実施することにより、児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。また、児童・生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付けることを目的とする。</p> <p>教職員が利用する校務環境においては、成績処理や指導要録等を電子データ化するとともに校務支援システムを導入することにより、教員の校務負担軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保することを目的とする。</p>
内容	<p>学習環境では、タブレットパソコン、電子黒板等のI C T機器及び無線LAN環境を整備し、各教科の指導にあたり、I C T機器を活用した学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。</p> <p>校務環境では、校務支援システムを導入・運用し、教員に校務負担の軽減を図る。また、I C T支援員を活用し授業支援及び校務支援を行うことで、I C T機器や校務支援システムの一層の活用を図る。</p>
手法	<p>1. I C T機器等の整備</p> <p>(1)学習環境</p> <p>①タブレットパソコン、電子黒板、実物投影機等の整備を行う。</p> <p>②I C T機器を有効に活用できるように、校内全域で無線LAN環境を整備する。</p> <p>(2)校務環境</p> <p>①成績処理、通知表作成、出席管理などの処理ができる校務支援システムを導入する。</p> <p>②校務パソコンを整備する。</p> <p>2. I C T支援員の活用</p> <p>(1)教材作成、I C T機器の操作支援、授業の立会いなどのサポートの他、校務業務の支援を行うため、I C T支援員を各校に派遣する。</p> <p>(2)問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。</p> <p>3. 教材等の活用</p> <p>(1)I C T機器やデジタル教材を使い、子供たち一人一人に合った学習を進める。</p> <p>(2)各校で作成した教材等を共有し、効果的・効率的な授業を進める。問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。</p>

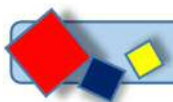
(単位：千円)

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H30)	335, 528	0	335, 528
決算 (H30)	298, 104	0	298, 104

所要人員 (正規)	2.4	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	—	終了時期	—
--------------	-----	---------------	---	------	---	------	---

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区教育ビジョン 2015 ・小・中学習指導要領（文部科学省） ・平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針（文部科学省） 	法律による義務付け	無	必要性	有
-------	---	-----------	---	-----	---

指 標	<p>「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針（文部科学省）」の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習 ICT 環境整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大型表示装置の普通教室及び特別教室への常設 (2) 小学校及び特別支援学校の普通教室及び特別教室への実物投影機の常設 (3) 充電保管庫の必要数の配備 (4) 普通教室及び特別教室への無線 LAN の配備 (5) 学習用コンピュータの 3 クラスに 1 クラス程度の配備 2. 校務 ICT 環境整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 校務用コンピュータの教員 1 人 1 台環境の整備 (2) 校務用サーバの整備 (3) 統合型校務支援システムの整備 3. ICT 活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各教科等における ICT の活用 (2) 校務における ICT の活用 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への対応
達成度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習環境 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(4) 平成 21 年度から平成 25 年度にかけて実施済み (5) 平成 30 年度に実施済み（それまでの約 5 人に 1 台から増設） ※平成 29 年度教育に関する事務の点検・評価報告書において、学習用コンピュータは 4 人に 1 台の割合とされていたが、児童・生徒数の増加により平成 30 年度時点では 5 人に 1 台の割合となった。 2. 校務環境 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) 平成 26 年度から実施済み 3. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今年度中に対応予定 <p>「授業での活用状況」 （会議資料）資料 3-2 「アンケート結果と ICT 活用の状況」</p>
課 題	<p>国の「GIGA スクールネットワーク構想」や「クラウド・バイ・デフォルトの基本方針」等の施策により、インターネット環境の高速化、クラウド化がさらに進むことが予想される。さらに、現在は、学習環境と校務環境の分離を原則としている「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しも進められており、今後、新しい学校ネットワークのモデルが示されることが想定される。</p> <p>これらの状況を踏まえ、ICT 環境のさらなる整備とともに、ICT 機器等を活用した学習をさらに進める必要がある。この際、国の補助金等で購入した電子黒板は、10 年以上前のもので、交換部品が調達できない現状があるため、これら古い機器の置き換えについて、計画的に実施する必要がある。</p> <p>また、学習活動においては、プログラミング教育やデジタルコンテンツに関する教材の効果的な活用を進める必要がある。</p>



	評価	判断理由
効率性	B	<p>学習用タブレットパソコンについては3人に1台の整備が達成され、電子黒板等のICT機器も多く配備されている。優れた活用事例が多く実施されているとの説明もあった。教員全体が効率的にICT機器を活用できるようにするため、行政サイドと学校が連携しながら、工夫を凝らした学習活動を推進していただきたい。</p> <p>また、グローバル化が一層進む中で、ICTやネット環境の整備は喫緊の課題であるとともに、財政負担の見通しも持たなくてはならない。そのために、長期的な展望に立って整備及び財政計画を立てて、質の高い「教育都市としま」を保持していくことが必要である。</p>

有効性	A	<p>平成29年度の調査ではタブレットを活用した学習効果は高まっており、見学した巣鴨北中学校の教員や生徒の声からも立証されるとおり、ICT機器やネット環境の整備は児童・生徒の学習に大きく影響する。また、校務支援システムの導入後の平成28年度に実施したアンケートにより、教員の1日あたりの軽減時間が45.2分という数字が示され、負担の軽減とともに児童・生徒とのふれあいの時間が増加という活用効果が示されている。</p> <p>ICT環境の整備について、活用の状況とアンケートは示されたが、今後、整備状況や活用状況が妥当であるのか、更に児童・生徒の学習面の定着や学力向上の効果についての調査を期待する。</p>
-----	---	---

事業分析シート

事業名称	いじめの防止対策の推進	担当課：指導課
------	-------------	---------

目的	いじめは誰もがいじめに巻き込まれて被害者にも加害者にもなりうる、どんなクラスでもいじめは起こりうるということを認識し、いじめ実態調査や心理検査等を活用して児童・生徒の状況を丁寧に看取る取り組みを行う。
内容	区立小・中学校におけるいじめ認知件数は年々増加傾向にあり、からかいや小さいやがらせ、好意から行われた言動等を含め、早期発見・早期対応に取り組む。
手法	<p>平成26年度に策定した「豊島区いじめ防止対策推進条例」を改正し、「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」とあわせて、いじめ撲滅に向けて取り組みを進める。</p> <p>いじめの対応態勢として、重大事態への対処として教育委員会と区長部局それぞれに調査委員会を設置した。重大事態が発生した場合は、教育委員会の調査委員会が徹底した調査を行い、事実関係を明らかにする。万一、調査結果が不十分な場合や公平性・中立性に疑いがある場合は、区長の判断により、区長部局の調査委員会が再調査を行う。</p> <p>心理検査「hyper-QU」を小学校3年生以上で年2回実施し、学校生活における児童・生徒一人一人の意欲や満足感、学級集団の状況を質問紙によって測定し、児童・生徒相互の人間関係づくりに役立てる。</p>

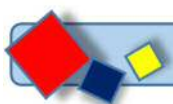
(単位：千円)

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H30)	7,287	0	7,287
決算 (H30)	7,111	0	7,111

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	—	終了時期	—
--------------	-----	---------------	---	------	---	------	---

根拠法令等	いじめ防止対策推進法	法律による 義務付け	有	必要性	有
-------	------------	---------------	---	-----	---

指標	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知件数 ・心理検査実施回数
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知件数は定義の変化により件数に増減があるが、撲滅を目指して取り組む。 ・心理検査は小学校3年生以上で年2回の実施を継続する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる活用充実に向けた先進的な取り組みの共有 ・小中連携による活用手法の検討



	評価	判断理由
効率性	A	<p>いじめが発生する原因の一つとして「自己肯定感」「自己有用感」の不足があげられる。ここ数年の区の調査では小・中学校とも80%前後の子供が「自己肯定感」「自己有用感」を感じており、とりわけ多感な中学生に関する数値が高いことは、心理検査の活用が効果的であったといえる。また、学校や家庭における指導の成果の表れとみることができる。</p> <p>いじめ防止対策の推進のために、教育委員会と区長部局が一丸となって取り組む姿勢は、各学校にも影響を与え、区全体のいじめ防止につながってくると考えられる。</p>

有効性	B	<p>心理検査を実施し、各学校が児童・生徒相互の人間関係づくりに役立っていることは評価できるが、教育委員会の力強いリーダーシップの下で、各学校間の情報交換やいじめに対する様々な指導方法などを提示していくことが必要ではないかと思う。さらなる努力に期待する。</p> <p>また、心理検査を小学校3年生から実施しているが、さらに低学年からの実施も視野に入れ、早い段階での課題の発見に役立てることも検討されたい。</p>
-----	---	---

事業分析シート

事業名称	小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施	担当課：学務課
------	-----------------------	---------

目的	宿泊を伴う共同生活により、規律ある生活態度を身につけさせ、豊かな自然の中で、社会科理科等の実地学習をする。また、登山等により健康の増進及び体力の増進を図る目的をもって、移動教室、林間学校を開設している。
----	---

内容	【平成 30 年度実施状況】					
	区分	事業名 (施設名)	所在地	対象学年	実施期間	在籍児童・生徒数(人)
	小 学 校	山中湖移動教室 (秀山荘・民営)	山梨県南都留郡 山中湖村平野2505	4年	9月5日～10月23日 (1泊2日)	1,374
		立科林間学校 (女神湖ペンション村・ 蓼科荘・民営)	長野県北佐久郡立科町 大字芦田八ヶ野周辺	5年	7月21日～8月4日 (2泊3日)	1,348
		日光移動教室 (ホテル花の幸他・民営)	栃木県日光市湯元2549他	6年	5月8日～7月15日 (2泊3日)	1,315
		特別支援学級秩父移動教室 (宮本の湯・民営)	埼玉県秩父郡 小鹿野町長留495-1	特別支援 学級 3～6年	5月10日～5月11日 (1泊2日)	42
	中 学 校	中学校スキー教室 (ホテルアンビエント蓼科他・ 民営)	長野県北佐久郡立科町大字 芦田八ヶ野女神湖975他	1年	1月23日～2月5日 (2泊3日)	817
		尾瀬移動教室 (尾瀬高原ホテル・民営)	群馬県利根郡 片品村戸倉329	2年	6月13日～7月6日 9月5日～9月14日 (2泊3日)	717
		みなかみ移動教室 (ホテル千の谷他・民営)	群馬県利根郡 みなかみ町湯原701他	2年	9月5日～9月7日 (2泊3日)	81
		特別支援連立立科移動教室 (清瀬市立立科山荘)	長野県北佐久郡 立科町大字芦田八ヶ野1068	特別支援 学級 (全)	10月3日～10月5日 (2泊3日)	32

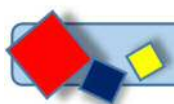
手法	<p>教育委員会では、移動教室・林間学校・自然教室の交通費全額を公費負担している。また、民営の施設を利用するため宿泊料の半額を公費負担している。</p> <p>なお、実施に際しては、予めしおりを配付するなど、事前学習を行い、より効果的な事業となるよう工夫している。</p>
----	--

(単位：千円)

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H30)	137,845	0	137,845
決算 (H30)	127,622	0	127,622

所要人員 (正規)	1.0	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	昭和 34 年 (小 6 日光)	終了時期	—
--------------	-----	---------------	---	------	---------------------	------	---

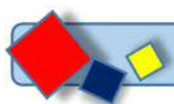
根拠法令等	文部科学省の小・中学校学習指導要領 に旅行・集団宿泊的行事の記載あり	法律による 義務付け	無	必要性	有
-------	---------------------------------------	---------------	---	-----	---



指 標	移動教室の参加率			
達成度	年度	28	29	30
	小学校参加率%	98.7	98.0	97.7
	中学校参加率%	94.3	94.9	94.9
課 題	<p>小学校、中学校とも参加率は高い数値で推移している。</p> <p>オリンピックとパラリンピックが開催される 2020 年度はバスの確保が厳しくなる。実施日程をずらすなどの対策を実施する予定である。</p> <p>一方、慢性的な課題ではあるが、自治体が保有する公営宿泊施設の減少に伴い、自治体間における民間宿泊施設確保の競争が激しくなっている。</p>			

	評価	判断理由
効率性	A	<p>児童・生徒の発達段階に即して、移動教室が考えられ実施されている。また、交通費全額、宿泊費半額を公費負担として支出し、都会から離れ自然豊かな場所で児童・生徒の心の豊かさを育てている事業は、今後も推進して行くことが望まれる。</p> <p>公営宿泊施設の減少などの社会的背景から、宿泊先やバスの確保などの難しさもありながら、学年に沿った学習内容を実施し、効率的に実施している。</p> <p>今回報告はなかったが、食事に対する子供の満足度をより増やせるよう栄養士会等の意見も聴取しながらさらなる充実したプログラムになることを期待する。</p>

有効性	A	<p>この事業の指標である移動教室の児童・生徒の参加率であるが、過去3年間の調査を見ると、概ね95%を超える高い達成率を示している。このことは、移動教室に対しての保護者や児童・生徒の満足度を示しているとも言える。</p> <p>教室では学べない農家の方とのふれあいや農業体験など体験や心の教育を重視している。移動教室で育まれた心の部分での効果や影響は、数値化しにくく、すぐに結果の出ない部分もあるが、今後参加した児童生徒や保護者の満足度などの調査を期待する。</p>
-----	---	---



事業分析シート

事業名称	子どもスキップ・学童クラブ（放課後児童健全育成）事業	担当課：放課後対策課
------	----------------------------	------------

目的	子どもスキップは、安全・安心な子どもの居場所として児童の遊ぶ時間、遊ぶ仲間及び遊ぶ空間を保障するとともに、児童が様々な活動を通して、仲間同士又は地域の大人と関わりながら、学び、心豊かに成長することに寄与する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の安全安心な居場所として各小学校内又は隣接地に子どもスキップを配置する。 ・保護者の就労状況と利用児童の安全安心に配慮した放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を運営する。 ・子どもスキップ一般利用の受け入れにより、学校施設を活用した遊びや体験の場を提供する。 ・地域子ども懇談会を開催して、子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意見を反映させる。 ・子ども会議を開催して、子どもスキップの運営に児童の意見を反映させる。
手法	区立小学校 22 校区、それぞれの子どもスキップに放課後児童支援員（保育士・教員・社会福祉士等の資格を有し、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者）の所長及び運営強化員（正規）、学童指導専門員、学童指導員及びスクールスキップサポーター（非常勤）、児童指導補助（臨時職員）を配置し、児童の発達に応じた遊びや行事の提供、児童に係る相談の実施、地域及び関係諸機関との連携強化を図る等の手法を用い、地域児童の健全育成及び児童福祉の増進に努める。

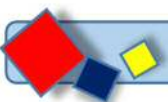
（単位：千円）

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H30)	666, 273	285, 154	381, 119
決算 (H30)	568, 371	299, 427	268, 944

所要人員 （正規）	34	所要人員 （非常勤）	111	開始時期	H16～	終了時期	—
--------------	----	---------------	-----	------	------	------	---

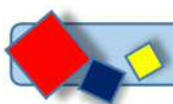
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 社会福祉法、新・放課後子ども総合プラン	法律による 義務付け	有	必要性	有
-------	---	---------------	---	-----	---

指標	適正な指導員数の確保 子どもスキップ・学童クラブ利用需要の充足 子どもスキップまつりの実施と充実
達成度	1 職員数の推移 （R1 年度：正 34 人 非 111 人、H30 年度：正 32 人 非 103 人、H29 年度：正 31 人 非 108 人） 2 延べ利用者数の推移 （H30 年度：535, 760 人 内学童クラブ 328, 136 人、 H29 年度：541, 511 人 内学童クラブ 315, 615 人） 3 子どもスキップまつり参加者数の推移 （R1 年度：1, 104 人 H30 年度：825 人 H29 年度：1, 500 人）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の欠員補充 ・学童クラブ利用者数増加に伴う、各小学校とのタイムシェアリングによるスペース確保 （国基準 1.65 m²/人）



	評価	判断理由
効率性	B	<p>学校施設をタイムシェアで利用し、放課後児童健全育成事業として、豊島区の全児童を対象にした効率的な運営をしている。利用スペースの確保については、同様の課題をもつ自治体の成功例の情報を収集し、参考としながら課題解決を図ることが必要である。</p> <p>喫緊の課題は、職員の欠員補充や適正な指導員数の確保が十分でないことである。この事業をより円滑に推進し、先を見越した人材確保をしていくためには、長期的な事業計画と人材育成の工夫が重要となってくる。人材については、スポーツ指導やレクリエーション指導の経験者など特殊技能をもつ経験者を任用するなど参加する子供の需要を満たす配慮を忘れないでほしい。さらに、配慮が必要な子供や日本語が十分でない外国籍の子供の対応も重要である。</p>

有効性	A	<p>利用者数が年々増加しており、中でも学童クラブの利用児童数の増加が顕著であり、学童クラブが求められていることがわかる。</p> <p>子どもスキップ事業が教育委員会に移管され、利用スペースの確保の面で学校との連携が図りやすくなっている。今後、子供たちの放課後の生活を充実させるために、今まで以上に地域社会と連携し、この事業の構築を図っていくことが重要になる。</p> <p>また、東日本大震災あるいは阪神淡路大震災クラスの地震を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練など、施設を共有する小学校等と連携・協力を図りながら計画的に推進することが大切である。</p>
-----	---	---



事業分析シート

事業名称	学校施設環境改善整備補助金	担当課：学校施設課
------	---------------	-----------

目的	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。
内容	<p>改築・改修に際し、特に以下の点に配慮して整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校改築：少人数学習や多様な学習形態に配慮した多目的スペースの設置、防災拠点としての機能向上に資する体育館及び武道場の冷暖房、マンホールトイレ、防災井戸等の設置 ・トイレ改修：28年度～30年度で区立小・中学校全ての系統のトイレ洋式化を実施。同時に、温水洗浄機能付き便座の導入、入口の男女分離、自動照明、床の乾式化も実施
手法	改築・改修にあたっては、国の学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、可能な限り補助金収入を得られるよう努めている

(単位：千円)

	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H30)	3,754,709	3,754,709	0
決算 (H30)	2,602,109	1,579,945	1,022,164

所要人員 (正規)	2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H30年度	終了時期	H30年度
--------------	---	---------------	---	------	-------	------	-------

根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱	法律による 義務付け	無	必要性	有
-------	-----------------	---------------	---	-----	---

指標	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p>
達成度	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備 外壁剥落防止等のため、外壁改修を行った。 (清和小、長崎小、椎名町小、富士見台小、池袋小) 巢鴨北中学校では、校舎の老朽化に対応し改築工事を実施。(令和元年度竣工) 改築工事にあわせ、防災井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ、太陽光パネル等を設置し、防災拠点としての機能強化を図る計画である。</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備 トイレ改修：清和小、朋有小、長崎小、富士見台小、千早小、西巢鴨中 空調改修：池袋小(保健室、音楽室等)、長崎小(PC室)、 富士見台小(図書室) 校庭改修：駒込小</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 巢鴨北中学校の改築工事にあわせ、避難場所となる体育館を1階に配置した。またランチルームと家庭科室を校庭に面し隣接して整備することで、防災拠点機能強化を図る計画としている。その他、校庭を広く取るため校舎屋上へプール設置、武道場の新設、給食室のドライシステム化を図る整備を行う。</p>
課題	(1) 補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。

	評価	判断理由
効率性	A	<p>学校施設環境改善交付金を最大限に活用しながら、改修・改築を進めている。防災拠点としての機能面では、避難住民が活用しやすい位置、広さ、居住環境など、学校業務を妨害しない構造となっている。</p> <p>学習施設としての機能については、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を実現できる施設・設備となっている。また、地域住民などの外部講師を活用しての学習環境が整っていて「社会に開かれた教育課程」の具現化が十分可能な施設となっている。</p> <p>他の学校施設に同じ環境を求めるのは現段階では難しいが、本校を見本として内部の改修を行うことは可能といえよう。そういった意味で当補助金は効率性が大いにあると判断する。また、予算と決算額の落差は、工事の進行に応じた支払いであり、天候や気候により、進行に影響があったことは理解できる。</p> <p>スピードを保ちながら学校施設の計画的・効率的な改修に努めるとともに、建物のライフサイクルを伸ばす工夫も今後の課題となる。</p>

有効性	A	<p>今まで手掛けてきた改修から様々なことを学び、学校施設環境が日々向上している。特に、新校舎の建設に当たっては、学校・保護者・地域の方々の意見を最大限に取り入れるとともに、施設課の専門性も生かしながら、児童・生徒に喜ばれる校舎を建てている。</p> <p>校舎のどこからもアクセスのしやすい、図書館機能を発展させた学習情報センターを中心に置いた設計や、アクティブスペース、ほほえみホール等、クラスだけではない学年などの単位や集団、または生徒の自由な活動が保障される空間など、教育環境と生徒の生活環境の向上が期待される。</p> <p>また、ポケットパークを外門入口に設け、地域住民が行事等で利用できるようにしており、避難場所となる体育館や調理室が1階に配置され、マンホールトイレ、かまどベンチなどの設置により防災拠点としての機能が十分に図られている。</p> <p>学習施設としての有効性に関しては、それを活用する人間、特に学校職員の資質・能力に負うところが大きい。今後は指導課を中心とした教員研修や校内研究など教員の資質向上に向けた取り組みを計画的に行い、毎年その有効性を点検することで、本事業の有効性は担保されるものと考えている。</p>
-----	---	--

IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

令和元年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和2年 2月

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1591